

健康福祉部生活衛生局薬事課長 様

くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づく報告等の周知に  
ついて（依頼）

産業廃棄物の処理を委託する事業者、一定量以上の産業廃棄物を排出する事業者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）等により、廃棄物処理に係る報告等を行うことが義務付けられていますので、貴課が所管する各団体等を通じて、周知していただくようお願いします。

なお、報告等に係る提出や問合せは、各事業場等の所在地を所管する健康福祉センター（静岡市又は浜松市に所在する事業場等にあつては、各市の産業廃棄物担当課）に行うよう申し添え願います。

記

- 1 対象となる報告等、報告を要する事業者、報告内容等  
別添のとおり
  
- 2 各健康福祉センター並びに静岡市及び浜松市の担当課連絡先
  - (1)各健康福祉センター

賀茂健康福祉センター	環境課	0 5 5 8 - 2 4 - 2 0 5 3
東部健康福祉センター	廃棄物課	0 5 5 - 9 2 0 - 2 1 0 6
中部健康福祉センター	環境課	0 5 4 - 6 4 4 - 9 2 8 8
西部健康福祉センター	環境課	0 5 3 8 - 3 7 - 2 2 4 8
  - (2)静岡市及び浜松市

静岡市	廃棄物対策課	0 5 4 - 2 2 1 - 1 3 6 3
浜松市	産業廃棄物対策課	0 5 3 - 4 5 3 - 6 1 1 0

担 当 産業廃棄物班  
電話番号 2423

報告書	様式	報告を要する事業者	報告内容	提出部数	電子申請
法第 12 条の 3 第 7 項に定める報告 (産業廃棄物管理票交付等状況報告書)	法施行規則様式第 3 号	産業廃棄物の処理を他者に委託して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者(二次マニフェストを交付した中間処理業者を含む。)	令和 7 年度 1 年間におけるマニフェストの交付状況	1 部(報告者控を除く。)	○
法第 12 条第 9 項に定める計画 (多量排出事業者産業廃棄物処理計画書)	法施行規則様式第 2 号の 8	令和 7 年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者	産業廃棄物の減量、処理等に関する計画	2 部(報告者控を除く。)	○
法第 12 条第 10 項に定める報告 (多量排出事業者産業廃棄物処理計画実施状況報告書)	法施行規則様式第 2 号の 9	令和 7 年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	計画の実施状況	2 部(報告者控を除く。)	○
法第 12 条の 2 第 10 項に定める計画 (多量排出事業者特別管理産業廃棄物処理計画書)	法施行規則様式第 2 号の 13	令和 7 年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者	特別管理産業廃棄物の減量、処理等に関する計画	2 部(報告者控を除く。)	○
法第 12 条の 2 第 11 項に定める報告 (多量排出事業者特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)	法施行規則様式第 2 号の 14	令和 7 年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	計画の実施状況	2 部(報告者控を除く。)	○
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条に定める届出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則様式第 1 号(1)	事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物等を保管する事業者	令和 7 年度 1 年間の PCB 廃棄物等の保管及び処分状況	3 部(報告者控を除く。)	—

是非電子申請を御利用ください。詳細は廃棄物リサイクル課HPに掲載しています。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049467/1079504.html>

## 産業廃棄物に関する各種報告書等の提出について（お願い）

静岡県くらし・環境部環境局  
廃棄物リサイクル課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）等の規定により、前年度（4/1～3/31）における産業廃棄物の排出状況等について6月30日までに県知事宛て報告することが義務付けられています。

以下の1～3に該当する方は、各種報告書の提出をお願いします。

## 1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）関係

報告等	様式	報告を要する事業者	報告内容	電子申請	提出部数
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	法施行規則様式第3号	産業廃棄物の処理を他者に委託して産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者	令和7年度1年間における管理票交付状況	○	1部（報告者控を除く。）※

電子マニフェストを使用している事業者は、電子マニフェスト利用分についての報告は不要です。なお、紙マニフェストを併用している場合、紙マニフェスト分についての報告は必要です。

※ 紙で提出の場合の提出部数

## 2 多量排出事業者関係

報告等	様式	報告を要する事業者	報告内容	電子申請	提出部数
産業廃棄物処理計画書	法施行規則様式第2号の8	令和7年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者	令和8年度減量、処理等に関する計画	○	2部（報告者控を除く。）※
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	法施行規則様式第2号の9	令和7年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	令和7年度計画の実施状況	○	
特別管理産業廃棄物処理計画書	法施行規則様式第2号の13	令和7年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者	令和8年度減量、処理等に関する計画	○	
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	法施行規則様式第2号の14	令和7年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	令和7年度計画の実施状況	○	

上記の報告書は、法施行規則第8条の4の7及び第8条の17の4の規定により、インターネットを利用して公表するため、「ふじのくに電子申請サービス」を利用した電子申請による報告に御協力をお願いします。

※ 紙で提出の場合の提出部数

### 3 PCB 廃棄物関係

報告等	様式	報告を要する事業者	報告内容	電子申請	提出部数
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則様式第1号(1)	事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者	令和7年度1年間のPCB廃棄物の保管状況	×	3部 (報告者控を除く。)

### 4 報告書等の提出先及び問合せ先

	提出先	電話番号
県	賀茂健康福祉センター 環境課	0558-24-2053
	東部健康福祉センター 廃棄物課	055-920-2106
	中部健康福祉センター 環境課	054-644-9288
	西部健康福祉センター 環境課	0538-37-2248
政令市	静岡市 廃棄物対策課	054-221-1363
	浜松市 産業廃棄物対策課	053-453-6110

報告書の提出先は、紙で提出の場合は管轄健康福祉センター（賀茂、東部、中部、西部）です（電子申請の場合は選択不要）。

なお、排出場所が静岡市又は浜松市にある場合には、それぞれの市の産業廃棄物担当課に様式等を確認の上、それぞれの事業場の所在地を管轄する市長宛てに提出してください。

### 5 各種様式の取得や電子申請について

各種様式の取得や電子申請についての詳細は、静岡県廃棄物リサイクル課ホームページの「令和8年度産業廃棄物関係の定期報告について」に掲載しています。是非電子申請を御利用ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049467/1079504.html>

**提出期限を守って忘れずに提出をお願いします**